

# 学校いじめ防止基本方針

平成30年7月1日

都城市立山田中学校

## はじめに

いじめは、深刻な人権侵害であり、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に長期に渡って重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

「都城市立山田中学校いじめ防止基本方針」は、児童生徒の尊厳を保持する目的のため、国・県・市町村・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法第13条の規定に基づき、いじめの未然防止やいじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を、総合的かつ効果的に推進するために策定するものである

## もくじ

|     |                             |    |
|-----|-----------------------------|----|
| 第1  | いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項  |    |
| 1   | いじめの定義                      | 1  |
| 2   | いじめの防止等に関する基本的考え方           | 1  |
| (1) | いじめの防止や早期発見                 | 1  |
| (2) | いじめへの対処                     | 1  |
| (3) | 地域・家庭・関係機関との連携              | 1  |
| 第2  | 学校におけるいじめの防止等に関する事項         |    |
| 1   | いじめの防止等の対策のための組織            | 1  |
| 2   | 児童又は生徒が主体となつたいじめの防止などの取組の推進 | 2  |
| 3   | いじめの防止等に関する措置               | 2  |
| (1) | アンケート調査や教育相談の実施             | 2  |
| (2) | いじめの発見や通報を受けた場合の組織的対応       | 2  |
| (3) | 学校を離れた場所での教育活動における指導の充実     | 2  |
| (4) | 加害者や傍観者に対する支援               | 2  |
| (5) | いじめの解消となる二つの要件              | 3  |
| 4   | その他の留意事項                    | 3  |
| (1) | 校長のリーダーシップによる対応             | 3  |
| (2) | 道徳教育や人権教育の充実                | 3  |
| (3) | インターネット上のいじめへの対策            | 4  |
| (4) | SCやSSW等の専門家の積極的な活用          | 4  |
| (5) | 校内の相談窓口の設置                  | 4  |
| (6) | 都城市ならではの取組の充実               | 4  |
| 5   | 重大事態への対処                    | 4  |
| (1) | 重大事態の意味や具体例                 | 4  |
| (2) | 重大事態への対処                    | 5  |
| 第3  | その他の事項                      |    |
| 1   | 基本方針の点検と必要に応じた見直し           | 5  |
| 2   | ホームページ等での公開                 | 5  |
| 第4  | 参考資料                        |    |
| 資料1 | 学校いじめ防止プログラム                | 5  |
| 資料2 | 学校におけるいじめ防止等のための職務別ポイント     | 6  |
| 資料3 | いじめられた児童生徒・いじめた児童生徒に見られるサイン | 9  |
| 資料4 | 教室や家庭でのいじめのサイン              | 11 |
| 資料5 | いじめに対する措置                   |    |

## 第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

### 1 いじめの定義

生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第2条）

### 2 いじめの防止等に関する基本的考え方

#### (1) いじめの防止や早期発見

- いじめは決して許されない行為であることについて、生徒や保護者への周知を図り、いじめの防止に努める。
- いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の基本であり、そのため、学校は定期的なアンケート調査や教育相談を実施する。

#### (2) いじめへの対処

- いじめがあることが確認された場合、学校は直ちにいじめを受けた生徒、いじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する。

#### (3) 地域・家庭・関係機関との連携

- 社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携に努める。
- いじめが起こった場合の指導により、十分な効果をあげることが困難な場合、関係機関との適切な連携を図るため、平素から情報共有体制を構築しておく。

## 第2 学校におけるいじめの防止等に関する事項

### 1 いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等を実効的に行うため、「いじめ・不登校対策委員会」を設置する。

なお、月1回の定例会とし、いじめ事案発生時は緊急に開催することとする。

また、学期に1回程度、児童会・生徒会との話し合いをもつなど、生徒の意見を積極的に取り入れていく。

#### 【構成員】

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、教育相談担当、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、関係教諭、その他

#### 【活動】

- 学校いじめ防止基本方針作成・見直し
- 年間指導計画の作成
- 校内研修会の企画・立案
- 調査結果、報告等の情報の整理・分析
- いじめが疑われる案件の事実確認・対応方針の決定
- 要配慮生徒への支援方針決定

### 2 児童または生徒が主体となったいじめ防止などの取組の推進

- (1) 望ましい人間関係づくりのために、生徒が主体となって行うピア・サポート活動の機会を、年間を通じて設ける。

- 異学年交流会の実施
- 学級活動での話し合い活動の実施
- ボランティア活動の推進
- (2) 生徒同士で悩みを聞き合い、相談し合うピア・サポート活動を推進する。
  - 特別活動等における生徒同士の相談活動の推進
- (3) いじめへの理解や過去の事例について、生徒が学ぶ機会を、生徒自身の手で企画実施する。
  - 全校学習会の実施
- 3 いじめの防止等に関する措置
  - (1) アンケート調査や教育相談の実施
    - ア いじめられた生徒、いじめた生徒が発することの多いサインを、教職員及び保護者で共有する。
    - イ 定期的に教育相談週間を設け、生徒が相談しやすい雰囲気づくりを目指します。
      - 教育相談週間の設定
      - いじめの相談窓口の周知
    - ウ いじめの事実がないかどうかについて、全ての生徒を対象に定期的なアンケート調査を実施する。
      - 学校独自のアンケートの実施
      - 県下一斉のアンケートの実施
  - (2) いじめの発見や通報を受けた場合の組織的対応
    - いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応するため、いじめ不登校対策委員会による緊急対策会議を開催し、指導方針を立て、組織的に取り組みます。また、上記相談やアンケート結果のほか、各学級担任等のもっているいじめにつながる情報、配慮を要する生徒に関する情報等を収集し、教職員間での共有を図る。
    - 職員会議での情報の共有
    - 進級時の情報の確実な引き継ぎ
    - 過去のいじめ事例の蓄積
  - (3) 学校を離れた場所での教育活動における指導の充実
    - 学校を離れた場所で教育活動を行う場合は、事前の指導を徹底したり、いじめに関するチェックカード等を活用したりして、いじめの未然防止に努める。
  - (4) 加害者や傍観者に対する支援
    - いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめた生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行います。
    - いじめの事実を確認する
    - いじめの背景や要因の理解に努める
    - いじめられた生徒の苦痛に気付かせる
    - 今後の生き方を考えさせる
    - 必要がある場合は適切に懲戒を行う
    - 被害・加害生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとせずに傍観していた集団に対しても、自分たちでいじめの問題を解決する力を育成していきます。
    - 勇気をもって「いじめはダメだ」と言えるような生徒の育成に努める
    - 自分の問題として捉えさせる

- 望ましい人間関係づくりに努める
- 自己有用感が味わえる集団づくりに努める

(5) いじめの解消となる二つの要件

いじめの解消とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これら二つの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

○ いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)が止んでいる状態が少なくとも3ヶ月以上継続していること。ただし、いじめの被害の重大性等に応じて、教育委員会又はいじめ不登校対策委員会の判断により、更に長期の期間を設定するものとする。

○ 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対する面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。いじめ不登校対策委員会等においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

なお、各学校のいじめ不登校対策委員会等においては、「解消している」状態に至っているかを確認する体制を整え、一部の職員のみでなく、組織的に判断する仕組みづくりを行うようにする。

#### 4 その他の留意事項

(1) 校長のリーダーシップによる対応

校長はいじめ防止等の取組を組織的・計画的に行えるよう、必要な指導・助言を行う。

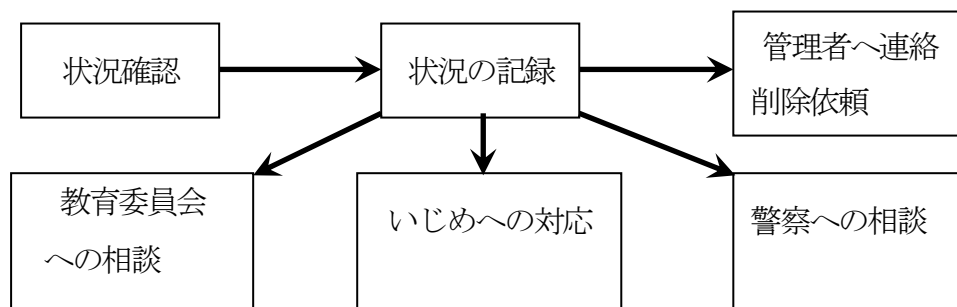
(2) 道徳教育や人権教育の充実

道徳、学級活動等の時間等を中心として、道徳教育や情報モラル教育を実施し、いじめは絶対に許されないという人権感覚を育むことを目指す。

- 教科や道徳、学級活動等を中心とした道徳教育や情報モラル教育の時間設定
- 外部講師による講演会の実施

(3) インターネット上のいじめへの対策

- インターネットいじめの予防
- フィルタリングや保護者の見守りなどについて、保護者への啓発を図る。  
(家庭内ルールの作成など)
- 教科や学級活動、集会等における情報モラル教育の充実を図る。
- 生徒を対象とした講演会などで、ネット社会についての講話(防犯)を実施する。
- インターネット利用に関する職員研修を実施する。
- インターネットいじめへの対処
- 被害者からの訴えや閲覧者からの情報、ネットパトロールなどにより、ネットいじめの把握に努める。
- 不当な書き込みを発見したときには、次の手順により対処する。



#### (4) SCやSSW等の専門家の積極的な活用

いじめは学校だけでの解決が困難な場合があるため、情報交換だけでなく、一体的な対応をしていきます。

##### ア 教育委員会との連携

- ・ 関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法
- ・ 関係機関との調整

##### イ 警察との連携

- ・ 心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- ・ 犯罪等の違法行為がある場合

##### ウ 福祉関係との連携

- ・ スクールソーシャルワーカーの活用（教育委員会への依頼）
- ・ 家庭の養育に関する指導・助言
- ・ 家庭での生徒の生活、環境の状況把握

##### エ 医療機関との連携

- ・ 精神保健に関する相談
- ・ 精神症状についての治療、指導・助言

また、スクールソーシャルワーカーやカウンセラー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究を計画的に実施していく。

#### (5) 校内の相談窓口の設置

いじめの相談窓口として、生徒からの相談や聴き取りについては、生徒が希望する教職員等が対応できる体制の構築に努め、その旨を周知する。

#### (6) 都城市ならではの取組の充実

都城市ならではの「命の大切さを考える日」の取組や「地区別学校人権教育研修会」の充実に努め、いじめの未然防止やその啓発を推進する。

### 5 重大事態への対処

#### (1) 重大事態の意味や具体例

いじめ事案が次の状況にある場合には、重大事態として直ちに、校長が教育委員会に報告するとともに、教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

##### ○ いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

- ・ 生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 高額の商品を奪い取られた場合など
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

##### ○ いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合

- ・ 年間の欠席が30日程度以上の場合
- ・ 連続した欠席の場合は、状況により判断する

## (2) 重大事案への対処

事案について、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、個人情報の保護に配慮しつつ、適時・適切な方法で説明する。

- 教育委員会への報告・連絡・相談
- 警察署との連携
- 調査報告書をもとにした家庭や地域への説明

## 第3 その他の事項

### 1 基本方針の点検と必要に応じた見直し

学校の基本方針の策定から3年を目途として、国や県の動向等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

また、基本方針については、現状や課題等に応じて、普段から定期的な改善や見直しに努める。

### 2 ホームページ等での公開

学校の基本方針について、ホームページ上で公表する。

## 第4 参考資料

### 資料1 学校いじめ防止プログラム

|     | いじめ防止のための措置                      |                                 | いじめの早期発見の措置               | その他     |
|-----|----------------------------------|---------------------------------|---------------------------|---------|
|     | 生徒が主体となった活動                      | 教職員が主体となった活動                    | 対策委員会が主体となった活動            |         |
| 4月  |                                  | ○PTA総会での説明                      | ○基本方針作成・見直し<br>○年間指導計画の作成 | ○中高連携会議 |
| 5月  | ○生徒総会<br>○異学年交流会の実施<br>○全校学習会の実施 |                                 | ○進級時の情報の確実な引継             | ○地域連携会議 |
| 6月  | ○全校学習会の実施                        | ○教育相談週間の設定<br>○生徒・保護者対象の情報モラル教室 |                           |         |
| 7月  |                                  | ○事例研究                           | ○学期の取組の総括・次学期に向けての確認      | ○地域連携会議 |
| 8月  |                                  | ○教職員対象の研修                       |                           |         |
| 9月  | ○体育大会の企画・実施                      |                                 |                           |         |
| 10月 | ○文化祭の企画・実施<br>○全校学習会の実施          | ○学校公開の実施                        |                           |         |
| 11月 | ○全校学習会の実施                        | ○教育相談週間の設定                      |                           |         |
| 12月 |                                  | ○教職員の意識調査                       | ○学期の取組の総括・次学期に向けての確認      |         |
| 1月  |                                  |                                 |                           |         |
| 2月  | ○全校学習会の実施                        | ○教育相談週間の設定                      |                           |         |

|      |                               |                                            |                                                      |            |
|------|-------------------------------|--------------------------------------------|------------------------------------------------------|------------|
| 3月   | ○学年別クラスマッチの企画・実施              | ○事例研究                                      | ○学期の取組の総括・次年度に向けての確認<br>○進級時の情報の確実な引継                | ○中高連絡協議会   |
| 通年   | ○ボランティア活動の推進<br>○生徒会による相談箱の設置 | ○わかる授業の展開<br>○話し合い活動により、生徒同士で学ぶ合う授業の展開     | ○生徒の発する具体的なサインの作成と共有<br>○職員会議での情報の共有<br>○過去のいじめ事例の蓄積 | ○警察署等との連携  |
| 月1回  | ○生徒同士で悩みを聞き合い、相談し合うピア・サポート活動  |                                            | ○いじめ・不登校対策委員会の開催                                     | ○教育委員会への報告 |
| 学期1回 |                               | ○道徳教育や情報モラル教育の時間設定<br>○学校通信を活用したいじめ防止活動の報告 | ○教育相談の実施<br>○アンケート調査                                 |            |

資料2 学校におけるいじめ防止等のための職務別ポイント

1 いじめの防止のための措置

《学級担任等》

- 日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学級全体に醸成する。
- はやしたてたり見て見ぬふりをしたりする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す
- 一人一人を大切にしたい分、わかりやすい授業づくりを進める。
- 教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

《養護教諭》

- 学校保健委員会等の学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。

《生徒指導担当教員》

- いじめの問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る。
- 日頃から関係機関等を定期的に訪問し、情報交換や連携に取り組む。

《管理職》

- 全校集会などで校長が日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学校全体に醸成する。
- 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等に計画的に取り組む。
- 生徒が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けるよう教職員に働きかける。
- いじめの問題に生徒自らが主体的に参加する取組を推進する。

## 2 早期発見のための措置

### 《学級担任等》

- 日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- 休み時間・放課後の生徒との雑談や日記等を活用し、交友関係や悩みを把握する。
- 個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う。

### 《養護教諭》

- 保健室を利用する生徒との雑談の中などで、その様子に目を配るとともに、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉え、悩みを聞く。

### 《生徒指導担当教員》

- 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む。
- 保健室やスクールカウンセラー等による相談室の利用、電話相談窓口について周知する。
- 休み時間や昼休みの校内巡視や、放課後の校区内巡回等において、子供が生活する場の異常の有無を確認する。

### 《管理職》

- 生徒及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
- 学校における教育相談が、生徒の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか、定期的に点検する。

## 3 いじめに対する措置

### (1) 情報を集める

#### 《学級担任等、養護教諭》

- いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。(暴力を伴ういじめの場合は、複数の教員が直ちに現場に駆けつける。)
- 生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- 発見・通報を受けた場合は、速やかに関係生徒から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う。
- その際、他の生徒の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行う。
- いじめた生徒が複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う。

#### 《「いじめの防止等の対策のための組織」(以下、「組織」という)》

※ いじめ防止対策推進法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」をいう。当該学校の複数の教職員に加え、心理・福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察経験者などから構成されることが考えられる。なお、「複数の教職員」については、学校の管理職や主幹教諭、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任等から、学校の実情に応じて決定する。

- 教職員、児童生徒、保護者、地域住民、その他からいじめの情報を集める。
- その際、得られた情報は確実に記録に残す。
- 一つの事象にとらわれ過ぎず、いじめの全体像を把握する。

## (2) 指導・支援体制を組む

### 《組織》

- 正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む（学級担任等、養護教諭、生徒指導担当教員、管理職などで役割を分担）
- いじめられた生徒や、いじめた生徒への対応
- その保護者への対応
- 教育委員会や関係機関等との連携の必要性の有無等
- ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わりを持つことが必要。
- 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める
- 現状を常に把握し、随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する。

## (3) 子供への指導・支援を行う

※「組織」で決定した指導・支援体制に基づき、指導・支援を行う。

### 《いじめられた生徒に対応する教員》

- いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するとともに、いじめられた生徒に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。
- いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。
- いじめられている生徒に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。

### 《いじめた生徒に対応する教員》

- いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- 必要に応じて、いじめた生徒を別室において指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。
- いじめる生徒に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、所轄警察署等とも連携して対応する。
- いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける。
- 不満やストレス（交友関係や学習、進路、家庭の悩み等）があっても、いじめに向かうのではなく、運動や読書などで的確に発散できる力を育む。

### 《学級担任等》

- 学級等で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

### 《「組織」》

- 状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察官経験者等の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく。
- いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。

- 指導記録等を確実に保存し、生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継ぎを行う。

#### (4) 保護者と連携する

##### 《学級担任を含む複数の教員》

- 家庭訪問（加害、被害とも。また、学級担任を中心に複数人数で対応）等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。
- いじめられた生徒を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する。
- 事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

#### 資料3 いじめられた生徒・いじめた生徒に見られるサイン

いじめられた生徒、いじめた生徒が発することの多い具体的なサインを作成し、教職員及び保護者と共有する。

#### 1 いじめられた生徒のサイン

いじめられた生徒は自分から言い出せないことが多い。複数の教職員が、複数の場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことを大切にする。

| 場 面          | サ イ ン                                                                                                                   |
|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 登校時<br>朝のSHR | 遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。<br>教職員と視線が合わず、うつむいている。<br>体調不良を訴える。<br>提出物を忘れたり、期限に遅れたりする。<br>担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。              |
| 授業中          | 保健室・トイレに行くようになる。<br>教材等の忘れ物が目立つ。<br>机周りが散乱している。<br>決められた座席と異なる席に着いている。<br>教科書・ノートに汚れがある。<br>教職員や生徒の発言などに対して、突然個人名が出される。 |
| 休み時間等        | 弁当にいたずらをされる。<br>昼食を教室の自分の席で食べない。<br>用のない場所にいることが多い。<br>ふざけ合っているが表情がさえない。<br>衣服の汚れ等がある。<br>一人で清掃している。                    |
| 放課後等         | 慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。<br>持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされたりする。<br>一人で部活動の準備、片付けをしている。                                        |

#### 2 いじめた生徒のサイン

いじめた生徒がいることに気が付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

| サ イ ン                                                                                                                     |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。<br/> ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。<br/> 教職員が近づくと、不自然に分散したりする。<br/> 自己中心的な行動が目立ち、集団の中心的な存在の生徒がいる。</p> |

#### 資料4 教室や家庭でのいじめのサイン

##### 1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教職員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払ったりするなど、サインを見逃さないようにする。

| サ イ ン                                                                                    |
|------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>嫌なあだ名が聞こえる。<br/> 席替えなどで近くの席になることを嫌がる。<br/> 何か起こると特定の生徒の名前が出る。<br/> 筆記用具等の貸し借りが多い。</p> |
| <p>壁等にいたずら、落書きがある。<br/> 机や椅子、教材等が乱雑になっている。</p>                                           |

##### 2 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。生徒の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

| サ イ ン                                                                                                                                                                                                                       |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>学校や友人のことを話さなくなる。<br/> 友人やクラスの不平・不満を口にするが多くなる。<br/> 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。<br/> 電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。<br/> 受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。<br/> 不審な電話やメールがある。<br/> 遊ぶ友達が急に変わる。<br/> 部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。</p> |
| <p>理由のはっきりしない衣服の汚れがある。<br/> 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。<br/> 登校時刻になると体調不良を訴える。<br/> 食欲不振・不眠を訴える。</p>                                                                                                                               |
| <p>学習時間が減る。<br/> 成績が下がる。</p>                                                                                                                                                                                                |

持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。  
自転車がよくパンクする。  
家庭の品物、金銭がなくなる。  
大きな額の金銭を欲しがる。

#### 資料5 いじめに対する措置

##### 1 いじめの発見・通報を受けたときの対応

- 教職員は、「これぐらい」という感覚をなくし、その時、その場で、いじめの行為をすぐに止めさせる。
- いじめられている生徒や通報した生徒の身の安全の確保を最優先とした措置をとる。
- いじめの事実について管理職及び生徒指導主事（いじめ不登校対策委員会を構成するいずれかの職員）に速やかに通報する。

##### 2 情報の共有

- 1の情報を受けた生徒指導主事等は、いじめを認知した場合はいじめ不登校対策委員会の関係職員へ報告し、情報の共有化を図る。

##### 3 事実関係についての調査

- 速やかにいじめ不登校対策委員会を開き、調査の方針について決定します。
- 調査の時点で、重大事態であると判断された場合は、校長が教育委員会へ直ちに報告する。
- 生徒及び教職員の聴き取りに当たっては、いじめ不登校対策委員会の職員のほか、生徒が話をしやすいよう担当する職員を選任する。
- 必要な場合には、生徒へのアンケート調査を行います。この場合に、質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることを予め念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

##### 4 解決に向けた指導及び支援

- 専門的な支援などが必要な場合には、教育委員会及び警察署等の関係機関へ相談する。
- 解決を第一に考え、保護者及びその他の関係者との適時・適切な情報の共有を図る。
- 指導及び支援方針の変更等が必要な場合は、随時いじめ不登校対策委員会で決定する。
- 事実関係が把握された時点で、いじめ不登校対策委員会において、指導及び支援の方針を決定する。
- いじめ不登校対策委員会の委員や学年職員と連携して組織的な対応に努めます。
- 指導及び支援を行うに当たっては、以下の点に留意して対処する。

### **いじめられた生徒とその保護者への支援**

#### **【いじめられた生徒への支援】**

いじめられた生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに全力で守り抜くという「いじめられた生徒の立場」で、継続的に支援していきます。

- ・安全・安心を確保する
- ・心のケアを図る
- ・今後の対策について、共に考える
- ・活動の場等を設定し、認め、励ます
- ・温かい人間関係をつくる

#### **【いじめられた生徒の保護者への支援】**

いじめ事案が発生したら、複数の教職員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにします。

- ・じっくりと話を聞く
- ・苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す
- ・親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める

### **いじめた生徒への指導又はその保護者への支援**

#### **【いじめた生徒への支援】**

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめた生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行います。

- ・いじめの事実を確認する
- ・いじめの背景や要因の理解に努める
- ・いじめられた生徒の苦痛に気付かせる
- ・今後の生き方を考えさせる
- ・必要がある場合は適切に懲戒を行う

#### **【いじめた生徒の保護者への支援】**

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明します。

- ・生徒や保護者の心情に配慮する
- ・いじめた生徒の成長につながるように教職員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える
- ・何か気付いたことがあれば報告してもらう

#### **【保護者同士が対立する場合などへの支援】**

教職員が間に入って関係調整が必要となる場合には中立、公平性を大切に対応します。

- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む
- ・管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある
- ・教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す

### **いじめが起きた集団への働きかけ**

被害・加害生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめの問題を解決する力を育成していきます。

- ・ 勇気をもって「いじめはダメだ」と言えるような生徒の育成に努める
- ・ 自分の問題として捉えさせる
- ・ 望ましい人間関係づくりに努める
- ・ 自己有用感が味わえる集団づくりに努める

## 5 関係機関への報告

- 校長は教育委員会への報告を速やかに行う。
- 生命や身体財産への被害などいじめが犯罪行為であると認められる場合には警察へ通報し、警察と連携して対応する

## 6 継続指導・経過観察

- 全教職員で見届けや見守りを行い、いじめの再発防止に努める。